

物品・委託役務関係の  
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 27 年 4 月 1 日  
大阪府総務部契約局

## 印刷物の契約について

- 大阪府が発注する印刷物の契約について、今後は「物品購入」契約ではなく、「請負」契約として取り扱います。
- 新しい[印刷請負契約書](#)は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から使用します。
- 予定価格が 160 万円（税込）を超える案件は一般競争入札を実施します。  
（今までどおり。）
- 予定価格が 160 万円以下（税込）の案件は[公開見積合せ](#)を実施します。  
（今までどおり。）  
案件への参加手続きや受注手続きに関する変更点はありません。  
（公開見積合せでは契約書は作成しません。）
- デザイン企画を含む印刷は、委託役務業務として発注します。  
（今までどおり。）

（問合せ先）

大阪府総務部契約局総務委託物品課

物品調達グループ

電話 06-6944-6494（直通）